



獵期はじまる

十月も中旬を過ぎると、もずの鳴声にさえ狩家は胸を躍らせる。狩猟を楽しまれる方は来るべき解禁を前にして愛銃の手入れ、愛犬の育成に余念ないことであらう。十一月一日から三月十五日までが一般猟期であるが、キジ、ヤマドリは十一月一日から一月十五日まで、毛皮獣類は十二月十五日から二月末まで狩猟免許者は猟が出来る。然し乍ら野鳥獣は狩猟法とこれにもとずいて出来たいろいろの規則によつて保護され、又は適正に捕

(一) 狩猟免許者による鳥獣類捕獲総数調査表

年度	狩猟鳥類		年度	狩猟獣類	
	31年度	32年度		31年度	32年度
あいさ類		89	あなぐま	39	505
うずら	2,964	3,552	いのしし	1,634	1,541
えぞう			おすしか	15	1
おおばん	22	31	おすいた	2,546	626
かからす類	18,119	30,231	おちきつ	56	43
かきじば	74,134	66,719	くま		
きじ	11,735	9,469	たぬき	2,095	1,707
こじゆけ	33,384	26,094	てん	226	120
ごいさぎ	807	2,297	うさぎ	10,102	6,090
じしぎ	3,575	1,230	のいぬ	2	7
すしぎ	49,505	70,831	のねこ		
すなめ	50	39	むさび	1,194	991
うずら			りす	22	
ばいん	315	354	むじな	33	
ひしくい	64	123			
まがどり		16			
やましぎ	2,637	2,603			
		327			

獲してよいことにもなっている。近年野鳥獣の急激な減少に対処して本年四月一日狩猟法が改正公布され、七月一日より施行されているが、この目的とするところは、野鳥獣保護増殖と危害防止並びに狩猟人の為に必要な欠くべからざる生産の源泉となるもので、これは今後の豊猟を約束する施策である。改正法の要点を簡略に述べると、
一、空気銃が丙種免許制度となり、未成年者の狩猟は禁じられた。
二、狩猟免許者に対する講習制度を設けた事。
三、狩猟関係法規に違反した場合、知事はその免許を取消す事が出来ることになった。
四、狩猟取締りが強化された。
五、違反捕獲鳥獣の譲り受譲り渡しの禁止の範囲を加工品にまで広げた。
なお省令の主な改正点は口径六番以上の多獲銃は使用禁止となつた。又本年より免許状は書状のみとなつた。ただしパッチは免許の表示として必ず着用することになつた。
本年は雨が少なかったためか、狩猟鳥が例年に比し殖えている事も聞え、適正な狩猟を猟友に望む。

騒音防止条例が公布され、十一月一日から施行されることになり、最近問題になっているいろいろの騒音を県民の理解と協力によつて防止し、住みよい、静かな町や村をつくらうとするものです。そこで、この条例の要点を拾つて見ることにしました。

騒音の焦点

第一は、騒音防止のため守るべき県民の義務を定め、県下一円に適用することになっていきます。具体的には、
一般の静穏保持として、「何人も附近の静穏を著しく害する音」の防止、夜間の静穏保持として「人の睡眠を妨げる音」の防止
学校、図書館、病院等の周辺における特別静穏保持等となつていきます。
第二は、ラジオ、テレビジョン、拡声器楽器等から発する音響機器音について主要な市を別表で指定し、音量を制限してあります。
これは、比較的騒音の多い、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市及び水俣市の五市が指定され、都市計画法による用途地域(商業地域、工業地域、準工業地域)、軌道の敷設してある道路又は道路の幅員等を考慮して定めています。
音響機器音の音量の許容限度は四〇ホンないし、七五ホンと定め、昼間、朝夕間、夜間、の三段階に区別しているほか、宣伝放送については五ホンを加えた音量となつていきます。
第三は、特殊業者の遵守すべき事項を規定していることです。

1. 午後八時から翌日午前八時までの間は放送しないこと
2. 放送時間が四十五分を越えるときは、十五分の休止時間をおくこと
3. 五十メートル以内で同時に同一内容を二個以上の拡声器で放送しないこと
4. 拡声器の位置は、地上七メートル以上の高さに設けないこと
5. 五メートル以上に設けるときは、俯角を三十度から四十五度
- 第六は、違反者に対しては、警告、騒音源調査のための警察官の立入、公安委員会の必要な措置命令等ができることになっていきます。この措置命令は、学識経験者の意見を聞き知事と協議の上行われるようになっていきます。
- 第七は、広報、時報その他公共のためにする音、一般の風俗慣習等の一時的行事によつて発せられる音等は、この条例の適用から除外されています。
- 第八は、罰則の規定ですが、違反者に対してはただちに処罰しないで、警察官の警告又は公安委員会の措置命令に従わないものに対して初めて処罰をもつて臨むことになっていくほか、従業者が違反したときは、場合によっては法人、代表者に対しても処罰されることとなります。ただし、工場、事業場等における機械、器具の操作等によつて生ずる音、いわゆる作業音については「当分の間」罰則の適用は行われな

ハイキングと登山

秋は行楽のシーズンで野外活動が盛んに行われます。一家揃つての山登りや、若い人々のグループによるハイキング、サイクリング、登山など楽しい計画がありかと思ひます。そこで思わぬ事故が起きて悲しい結果になつた例もあり、ので、いろいろの注意事項をあげて見ましよう。

1. 最も大切なことは天気の良い時を選ぶことです。大体十月中旬から十一月上旬までは天気が続きますが、十一月中旬以降は雨が多くなるようです。山の危険性の大部分は天候に起因しますので、秋の天候については充分研究して行くことが大切です。秋は三日か四日に一回の割で、低気圧が比較的規則正しく通ることが多いので、ラジオや新聞に注意するとともに、移動性高気圧が通過するとともに下山するよう心がけることです。それに秋山は日が急に短かくなりますので計画には、日出没時刻と月齢をよく調べるが大切です。又山は寒いし、登れば登る程寒くなります。気温は高度一〇〇米毎に〇、六度C下るし、山の夜明けの寒
2. 参加するものは経験にとむり一ターを中心にして、コース、日程、携行品等について綿密な計画を立てることが大切です。コースや日程については、自分達の体力や経験に応じて余裕を残した計画を立て、原則としてはグループ中の最も弱い者を基にして計画することです。又服装を整え、予備のため冬の衣服一、二枚、食糧は余裕を持たせ救急薬品、地図、磁石等の携帯品を揃えることが大切です。
3. 参加者の氏名、住所、行動予定期日と行程略図、通信方法等については、必ず家庭に連絡しておくと共に、予定場所より確実に連絡することが大切です。又小屋の管理人や案内人、現地の経験者や警察署から注意をうけ、その指導をうけることも大切です。
4. 前日はよく熟睡し、体力をととのえ、とくに精神的なおちつきを持つて臨むことが大切です。謙虚は自然に対する最も大切な態度で、常に控えめにリ、一ターの指導を中心に心を合せて行動すること等は事故を防止するばかりでなく楽しい思い出もなるものです。



口から入る寄生虫

寄生虫といつても、人体に寄生するのは、蛔虫、十二指腸虫、ぎょう虫、肝臓ダストマ、肺臓ダストマ、住血吸虫などたくさん種類があります。こゝでは日本人にひろくまん延している一般的な蛔虫、十二指腸虫について考えてみましょう。

終戦後、昭和二十年から昭和二十三、四年頃の生活状態の悪化、家庭菜園の増加と、これに駆虫剤の不足が拍車をかけ、蛔虫症、十二指腸虫症の激増は世間の記憶に新しいところです。最近はその時より減つてきているといつても、日本人の約三〇%、すなわち三千万人位の人たちが蛔虫をもち、三〇〇万人位が十二指腸虫をもち、特に農村では、六〇〜七〇%が蛔虫を、三〇%が十二指腸虫をもっているといわれています。

秋のレクリエーション

秋は行楽のシーズンで野外活動が盛んに行われます。一家揃つての山登りや、若い人々のグループによるハイキング、サイクリング、登山など楽しい計画がありかと思ひます。そこで思わぬ事故が起きて悲しい結果になつた例もあり、ので、いろいろの注意事項をあげて見ましよう。

多くの人は、虫が原因と知らずに胃腸が悪いとか、ときどき腹痛が痛いとかまた疲労し易いとか、健康と財力を消費もしているもの。また人によつては寄生虫がいるのは当たり前だと考える方も多くあり、先ずこの考え方をやぶることが先決問題であり、寄生虫

の予防は各個人が注意すれば十分守ることが出来るものです。寄生虫予防には、感染経路は口ですから、まず人糞を肥料として用いないことが第一です。現在の農村ではまず不可能なこと、めいめいが日常感染の予防に心がけることが必要です。野菜を調理する時によく洗うこと。こゝに葉菜類はていねいに一枚一枚葉をとつて洗うように心がけなければなりません。生食や漬物はとくに必要です。帰つたときは必ず手を洗うこと。手指は常に寄生虫卵で汚されているものと考えるべきです。部屋、掃除、と、衣服を清潔に、寄生虫卵は土ほこりの中にまじつて飛んでいきます。十二指腸虫は皮ふからも感染しますが、皮ふからの感染を防ぐために、ハダシ、土の上を歩かない、ことが必要です。これらの感染の予防に常に注意していても、われわれは寄生虫卵にとりかまされては、少しの不意で、或は知らず知らずのうちに感染することが極めて多いので、常に検査をして(年に四回位)寄生虫卵の有無をたしかめて、駆虫を行うことが大切です。